

施設名	老人福祉センター	
指定管理者名	十和田市老人クラブ連合会	
指定期間	5年中 2年目	22年 4月 1日 ~ 23年 3月 31日
施設概要	(設置目的) 老人福祉法に基づき、老人福祉の増進を図るため設置する。	
指定管理者の業務	(業務基準書で示している管理業務の範囲を箇条書きで記入) ア 老人福祉センター事業の実施 イ 老人福祉センターの使用の許可に関すること ウ 老人福祉センターの維持管理に関する業務 エ その他の業務	

施設所管課	高齢介護課
-------	-------

評価項目		評価	評価の理由
管理運営状況	開館時間、休館日の状況	B	協定等で定めた開館日及び開館時間が利用者に通知され、問題なく提供している。
	使用許可及び減免の状況	B	使用申請・許可手続きの書類は整備されている。 減免の適用実績はない。
	適正な人員配置	B	所長(市老連会長)のほか、管理人4名(交代勤務)と市老連事務員2名が勤務している。
	法令の遵守	B	条例、規則、運営要綱が遵守されている。
	維持管理業務(清掃、警備など)	B	入浴日に合わせ週2回清掃業務委託を実施しており、他は管理人等が適宜清掃している。 機械警備及び消防設備点検を委託により実施している。 修繕台帳(見積もり及び修繕前後の写真等)を作成し適切に管理されている。

評価項目		評価	評価の理由
(管理運営状況)	文書の管理保存	B	施設の管理記録は整備され、適切に保管されている。 管理記録の報告については、事業報告書で報告している。
	報告書等の提出	B	事業計画、事業報告、その他報告書等を提出している。
	管理終了後における引継ぎ	B	老人福祉センターの修理箇所等は日誌に記入し、修繕台帳を作成し、施設管理者が把握している。
	備品の管理	B	年1回備品台帳に基づき、備品の確認が行われている。
運営状況	施設利用状況	B	昨年の利用実績とほぼ同じ程度である。
	サービスの向上に向けた取組	B	意見箱の設置はあり、利用者からの苦情も聞かれていない。 利用者の為にポットにお茶を準備し、いつでも水分を補給できるようにしている。
	自主事業	B	今年度、年2回囲碁大会を開催し利用促進に努めている。

評価項目		評価	評価の理由
指定管理料	指定管理料の執行状況	B	市と協定した予算の範囲内で、適切に執行されている。
	利用料金(使用料)の取扱い	B	予算の範囲内で、適切に執行されている。
	経費節減状況	B	費用対効果の観点から、経費を削減する努力が行われており、最小限で運営されている。 外部委託については適切な水準で委託されている。 利用者数は昨年とほぼ同程度であるが、経費も抑えられており、効果的な運営が行われている。
	収入の増加	B	昨年同様、老人福祉センター利用者が電話を利用した時、料金を徴収している。
	経理区分	B	法人の会計と指定管理料の会計が適切に区分されている。
危機管理対策	事故防止対策	C	安全対策について管理者同士で不定期には話し合いがされている。 緊急時のマニュアルがあるが、訓練されていない。

評価項目		評価	評価の理由
その他	保険の加入状況	B	保険は市で加入している。
	守秘義務	C	管理の業務上知り得た秘密の漏えい防止のために必要な措置を特に講じていない。
	個人情報保護	B	指定管理者が管理する個人情報について、個人情報保護規定を作成し、目的外利用は行われていない。
	情報公開	B	管理を行う施設に関する情報の開示及び提供の為に、市老連の広報誌「会報満天」により活動を紹介している。
	連絡調整等	B	単体老人クラブ及びセンター利用団体と調整を実施している。

【 講 評 】 評価の結果についての総合的な評価内容

21年度モニタリング評価によりC評価部分の指摘については、改善努力が見られ、概ね適正な管理がされているものと評価する。修繕が必要な個所について計画的に対応し、施設の維持管理状況も適切である。今後、安全対策については、運営上の話し合いを定期的に関催して欲しい。また、緊急時のマニュアルがあるので訓練を実施欲しい。